

Q2 特別支援学級に在籍する全ての児童生徒に自立活動を取り入れるのですか？

A2

小学校及び中学校学習指導要領では、**特別支援学級に在籍する全ての児童生徒に自立活動を取り入れる**ことが定められています。

詳しくはこちら ↓

○ 学習指導要領における位置付け

特別支援学級の教育は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて行われますが、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、児童生徒の実態に即した「**特別の教育課程**」を編成して教育を行うことができます。

特別の教育課程については、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編」のP108及び「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編」のP106に示されています。その中で、

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること。**」

とされています。また、自立活動は、児童生徒一人一人に対して作成する「**個別の指導計画**」に基づいて指導を行います。

特別の教育課程については、特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）の中でも解説をしていますので、併せて御覧ください。

※ P25「Ⅲ-5 自立活動の指導とは」参照



特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）



小学校学習指導要領解説総則編



中学校学習指導要領解説総則編

